

## 荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への取組状況（２） ～要望書への対応（総括）～

### 平成18年八代市提出の要望書に関する対応状況 ～荒瀬ダム撤去に関する諸対策について～

#### 【総合的な検討体制の設置について】

→「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」を設置し、関係者と協議（H22.6月～）

#### 【1 利水問題について】

→従来の遙拝堰の関係利水者に電源開発(株)を加え「球磨川下流域湯水調整連絡会」が発足し、湯水時の流域の水利用について調整等を行う体制が整った。（H22.6月～）

#### 【2 環境問題について】

→荒瀬ダム撤去計画を策定し、地域の安全と環境に配慮した撤去工事を実施予定。（H24年度～）

→「荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会」を設置し、環境モニタリングに基づく検証体制を整備。（H23.5月～）

#### 【3 堆砂・泥土除去について】

→荒瀬ダム撤去計画を策定し、計画的に堆砂・泥土の除去を実施。

#### 【4 水位低下に伴う諸問題について】

→ダム撤去前に実施すべき路側構造物補強等を実施済

→代替水源のない共同井戸について、増掘等の対応を実施済

→小型軽量消防ポンプを配備、また、ダム撤去関連工事により河川への降り道を整備（予定）

#### 【5 代替橋について】

→現在の制度の中で可能な対応を再度検討した。新たに橋を整備することはできないが、道路改良・嵩上げについては、交通量調査、測量及び設計を行うなど、早期着工を目指して取り組んでいる。

#### 【6 ダム撤去に伴う諸問題について】

→発電用の導水トンネルは埋め戻しを行う（撤去コンクリートを充填材として再利用）。ボートハウスの活用等については、県・市で協議中。

※参考：上記要望への対応状況（全16項目とした場合）

対応中（予定） = 14

検討中 = 1

対応困難 = 1

## 地域課題への取組状況

項目(内容)	現況等	対応状況
荒瀬ダム撤去が及ぼす問題解決のための検討体制の設置	<p>○荒瀬ダム撤去地域対策協議会の設置 (熊本県、八代市、関係団体、住民代表、関係議会議員で構成)</p> <p>平成22～23年度に会議を4回開催</p>	対応中
1. 利水問題について 1) 球磨川からの取水について	<p>・平成22年6月22日、従来の遙拝堰の関係利水者に電源開発(株)を加え「球磨川下流渇水調整連絡会」が発足。渇水時における流域の水利用について連絡及び調整を円滑に行うことにしている。</p> <p>・「球磨川下流渇水調整連絡会」において、電源開発(株)が瀬戸石ダムの責任放流量について説明・協議。</p> <p>・八代平野土地改良区連合(北部土地改良区、南部土地改良区)、八の字土地改良区に対し説明(H23.3月)</p> <p>①安定的な流量確保と渇水時の対応 ②荒瀬ダム撤去に伴う遙拝堰への影響に対する対応</p>	対応中
2. 環境問題について 1) 環境調査について	<p>環境調査の範囲と関係機関の調査結果活用</p> <p>・魚類や底生動物等を含めた環境モニタリング調査の実施及び調査範囲について、荒瀬ダム撤去技術研究委員会で再検証を行い、撤去計画を策定。</p> <p>・荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会を設置し、治水面及び環境面のモニタリング調査結果について評価・検証等を行う体制を整備。</p> <p>・調査区域における最下流地点での水質等のモニタリング結果に異常が見られた場合はさらに下流まで調査することも検討するなど、必要に応じて調査方法の見直しを行う予定。</p> <p>・国をはじめ関係機関が行っている調査データの活用について、河川管理者等と協議を行い、活用できるデータについては荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会で活用。</p>	対応中
2) 河川汚濁物質の削減について	<p>【工法】 荒瀬ダム撤去技術研究委員会報告書を踏まえ、地域の安全と環境に十分配慮した荒瀬ダム撤去計画を策定。同計画をもとに、河川管理者が除却申請に対して許可。</p> <p>【参考】 地域の安全と環境に配慮した実施予定の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境モニタリングの実施</li> <li>・ 河川環境に配慮した工事期間の設定</li> <li>・ 濁水処理装置の配置</li> <li>・ 泥土の除去</li> <li>・ 破砕屑を速やかに河川外に搬出</li> <li>・ 汚濁防止フェンスの設置</li> </ul> <p>【住民意識の向上】 ・「有明海・八代海再生協働発表会」として、環境保全に係る市民団体の取組事例や大学の研究事例等の発表の場を設けるなど、啓発事業や保全活動を推進 ・水環境保全活動団体による一斉河川清掃、住民による水質調査や浄化活動等を実施中 ・小中学生を対象に「海の再生に向けた出前講座」を開催し、環境をテーマに水を守る意識の醸成を図る</p> <p>【水質・干潟の保全対策】 「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を策定し、水質の保全及び干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する施策を総合的・計画的に推進中。</p>	対応中
環境に配慮した撤去工法、河川環境改善に対する住民意識の向上、八代海の干潟の保全対策の推進		

## 地域課題への取組状況

項目(内容)	現況等	対応状況
3) 撤去工事中の環境・安全対策について		対応中 (予定)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会の実施など、周辺住民への配慮</li> <li>・破砕屑や濁水等の処理</li> <li>・環境保全</li> <li>・テトラポットの取扱い</li> </ul>	<p><b>【工事施工時の配慮】</b> 工事の実施にあたっては、ダム周辺の環境に配慮し、実施内容について住民説明会を開催(H24.7.6)。</p> <p><b>【環境保全】</b> 荒瀬ダム撤去技術研究委員会において再検証を行い、ダム撤去工事期間や土砂処理について以下の内容を確認し、撤去計画を策定。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工期間: 鮎の生息、生育に影響がない期間を選定(河川内工事11月～2月)</li> <li>・泥土: ダム撤去までに全量除去</li> <li>・破砕屑の完全処理: 撤去コンクリートは処理し再利用等</li> <li>・濁水対策: 必要な対策を実施予定(濁水処理装置、汚濁防止フェンス等)</li> </ul> </p> <p>工事実施期間中の環境対策については適宜、漁協等と協議を行い、河川環境に配慮した施工等を予定。</p> <p><b>【テトラポット】</b> テトラポットについては設置された経緯や目的も含め検討し、現状の護岸の安定のためには必要と整理(今後の検討課題)。</p>	
4) 魚族の育成について		対応中 (予定)
<p>工事实施にあたっての環境保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全措置及び環境モニタリングを行い、モニタリング調査結果については、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会で評価・検証を行い、併せて、地元や関係団体と協議しながら慎重に工事を実施予定。</li> </ul>	
<p>広域的な魚族の育成促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産研究センターで、アユの遡上、成長、産卵、流下及び海域生育等について調査を実施中。</li> <li>・補殖放流事業については、球磨川漁協と企業局の補償契約に基づくものであり、当事者間で協議。</li> <li>・遙拝堰の魚道については、施設の所有者、管理者等の関係者間で対応を検討。</li> </ul>	
<p>鮎等の産卵や中間育成などの専門的な研究機関の整備充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相良村と熊本市城南町に十分な規模の鮎中間育成施設があり、稚魚の育成技術についても確立。</li> </ul>	

## 地域課題への取組状況

項目(内容)	現況等	対応状況
3. 堆砂・泥土除去について		
1) ダム湖内の堆砂や泥土等の具体的な影響の検証について		
<p>・対策の実施 (遙拝堰への影響の回避)</p>	<p><b>【堆砂・泥土除去】</b> 荒瀬ダム撤去技術研究委員会において再検証を行い、河道内の環境に影響を与えないよう泥土の全量除去や砂礫除去等について確認。 撤去にあたっては、研究委員会の意見を踏まえ、荒瀬ダム撤去計画を策定し、地域の安全と環境に十分な配慮を図りながら、慎重に作業を進める予定。</p> <p><b>【工事時の対応】</b> ダム撤去にあたって必要なモニタリングを行い、治水面や環境面に十分配慮しながら工事を進める予定。</p> <p><b>【遙拝堰】</b> 遙拝堰の構造等を踏まえ、ダム撤去時に遙拝堰に対する影響がないか、荒瀬ダム撤去技術研究委員会にて再検証を実施 また、撤去工事に関し、モニタリングを行い堆砂状況を引き続き監視予定。</p> <p><b>【工法等】</b> ダム撤去にあたっては、土砂の流下を監視し、治水面や環境面に十分配慮しながら工事予定。</p>	対応中 (予定)
2) ダム湖内の堆砂や泥土等の保全措置について		
除去予定の砂の八代海への補給(覆砂事業)	<p>・平成23年度までに、八代市地先で約17haの覆砂事業を実施済。平成24年度は、八代市鏡町地先において、八代海産海砂を用いて覆砂事業を実施中。来年度以降の覆砂事業については、除去される砂の量や質等の状況に応じ実施していく予定。</p>	対応中 (予定)
工事実施にあたっての環境保全と地元(市、漁協)協議	<p>・環境保全措置及び環境モニタリングを行い、モニタリング調査結果については、荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会にて評価・検証を行いながら、地元や関係団体と協議しながら慎重に工事を実施予定。</p>	
放水路付近の土砂撤去	<p><b>【放水路付近の土砂】</b> 放水路付近の護岸整備に伴い、河川内に残る堆積土について撤去する予定。</p>	

## 地域課題への取組状況

項目(内容)	現況等	対応状況
4. 水位低下に伴う諸問題について		
1) 県道及び国道等の擁壁改修及び復元について		対応中 (予定)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・両岸の危険箇所に係る緊急度に応じたダム撤去前の施工</li> <li>・施工時のアクセス路整備</li> </ul>	<p>【擁壁改修等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁基礎部の洗掘や亀裂等、緊急に対応が必要な箇所について補修を実施済(96箇所、約2,700mの補修を実施)。</li> <li>・水位低下等に伴い対策が必要な箇所が新たに確認された場合は、道路管理者及び河川管理者と現地調査を行い、実施工法・主体についても十分な協議・調整し、対策予定。</li> <li>・荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ、路側構造物補強について、国の交付金を活用して事業に着手。</li> </ul> <p>【施工時のアクセス路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路嵩上げ等に伴い既存の階段等の擦り付け等の対応を予定。</li> </ul>	
佐瀬野地区の県道付け替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路を線路より川側に戻す場合、河川を埋め立てることとなり、洪水時の安全性や治水の問題があることから対応は困難。</li> </ul>	対応困難
2) 水位低下対策について		対応中
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤沈下等の調査の実施</li> </ul>	平成22年度まで複数年かけて調査を実施済(調査結果を関係者に報告するなど、個別に対応)。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位低下対策</li> </ul>	代替水源がない共同井戸について調査し、企業局と八代市の費用負担により、増掘等の対応を実施済み。	
消防水利の確保	<p>○消防法の規定、財源の課題もあるが、地元の意見を伺いながら対応(予定)。(要望箇所16箇所)</p> <p>【緊急的な対応】</p> <p>河川まで降ろしやすい軽量の消防ポンプを導入(葉木地区・支所の消防団)。</p> <p>【工事等に伴って行う対応】</p> <p>(1)護岸補修等の工事箇所について、工事に付随し可能な対応を実施済:5箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葉木地区の車路の設置について、ポートハウスの利活用と関連し引き続き県・市で対応等を検討。</li> </ul> <p>(2)道路嵩上げに伴い既存の階段等の擦り付け等の対応を予定:5箇所</p> <p>(3)その他(河川まで降りることが可能又は他の水利あり):6箇所</p>	
5. 代替橋について		対応困難
1) 球磨川架橋(荒瀬～大門間)について		
球磨川架橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業局で大門・藤本の地域内に離合箇所(5箇所)を整備。</li> <li>・道路改良・嵩上げについては、交通量調査を実施し、現在、測量及び設計を行うなど、早期着工を目指して取り組んでいる。</li> <li>・球磨川架橋(代替橋)については、現在の制度の中で可能な対応を再度検討した。</li> </ul> <p>地元の方々が「生活用の通路であり、生活の一部として必要不可欠」として、架橋を希望されている状況は理解できるが、県として整備することはできない。県道の安全性・利便性を向上させるなど、地域交通全体で対応。</p>	

## 地域課題への取組状況

項目(内容)	現況等	対応状況
6. ダム撤去に伴う諸問題について		
1) ボートハウスの活用策について		
ボートハウスの活用策	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の活用については、施設所有者(八代市)と県で引き続き協議。</li> <li>用水確保のための調査を実施。撤去工事に伴う水位低下の状況を見ながら県・市で対応を協議予定。</li> </ul>	検討中
2) 藤本発電所及び隧道の跡地利用について		
藤本発電所及び隧道の取扱い検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>隧道については、地元要望を踏まえ埋戻し予定。(撤去コンクリートを充填材として再利用)。</li> <li>発電所については、今後、撤去の方向で検討。</li> </ul>	対応予定
3) 県道の改修について		
県道中津道八代線の改修等 ・藤本・大門地区(発電所周辺地区)の県道改修  ・荒瀬ダム～松崎(八代市坂本支所周辺)の嵩上げ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム本体撤去工事に係る大型車両については、国道219号を利用することとし、県道については、極力、大型車両往来等の影響の軽減に努める予定。</li> <li>本年度、ダム堰堤が通行できなくなる前に、離合箇所(5箇所)を整備。</li> <li>道路改良・嵩上げについては、交通量調査を実施し、現在、測量及び設計を行うなど、早期着工を目指して取り組んでいる。</li> </ul>	対応中(予定)
・下鎌瀬～中津道、西鎌瀬の道路嵩上げ(護岸用に敷設されたテトラポットの除去)	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ、路側構造物補強について、国の交付金を活用して実施。(地元説明等を実施済。)</li> <li>テトラポットについては設置された経緯や目的も含め検討し、現状の護岸安定のためには必要と整理。(今後の検討課題。)</li> </ul>	
4) 情報提供について		
・流域住民や関係者に対して分かりやすい方法での情報提供  ・撤去対策について施工時の環境対策・工法等の公表、説明会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年1月及び平成24年1月に荒瀬ダム撤去計画に関する地元説明会を実施し、漁協、土地改良区等の関係団体にも説明。平成24年7月6日には、当年度の工事内容等についての説明会を開催。今後も毎年度、工事説明会を予定。</li> <li>地元の御意見も踏まえ、会議の議事録設置箇所を拡充。今後、荒瀬ダム関係のホームページを立ち上げるなど引き続き、情報提供に努める。</li> <li>道路嵩上げ等の個別事業についても、地元説明会を実施済。</li> </ul>	対応中
5) ダム撤去による川の流れの変化について		
・球磨川の河岸等への影響検証と対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁基礎部の洗掘や亀裂等、緊急に対応が必要な箇所について、補修を実施済(96箇所、約2,700mの補修を実施)</li> <li>水位低下等に伴い対策が必要な新たな箇所が確認された場合は、道路管理者及び河川管理者と現地調査を行い、実施工法・主体についても十分な協議・調整し、対策予定。</li> <li>荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ、路側構造物補強について、国の交付金を活用して実施。</li> </ul>	対応中

## 球磨川架橋（代替橋）についての検討結果の御報告

架橋については、平成18年に八代市の要望を踏まえて検討を行いました。前回の協議会での御意見を踏まえ、現在の制度の中で、県道、農道、林道など可能な対応を再度検討いたしました。

検討の結果、地元の方々が「生活用の通路であり、生活の一部として必要不可欠」として、架橋を希望されている状況は理解できますが、県として整備することはできないとの結論に至りました。

### 【県事業としての整備】

#### (1) 企業局

- ・ダム堰堤は、事実上通路としても機能してきました。そのダムの撤去を地元の要望に応える形で進めておりますので、結果として、通路としての機能もダムとともに失われることとなります。  
新たな橋は、ダム堰堤の代替として取り扱うことはできないことから、企業局の事業の対象とすることはできませんでした。

#### (2) 県道

- ・県道は、地域と地域を結ぶ道路であり、地域内を渡河するだけの橋梁を県道事業の対象とすることはできませんでした。

#### (3) 農道

- ・農道は、農村地域において、営農条件等の改善や農産物流通の合理化を目的に整備するものです。荒瀬ダム周辺には農業振興地域がなく、架橋を農道事業の対象とすることはできませんでした。

#### (4) 林道

- ・林道は、森林の整備・保全を目的として森林地域に設けるものです。今回は国道と県道の間には森林がなく、架橋を林道事業の対象とすることはできませんでした。

以上のとおり、企業局、県道、農道、林道事業による整備を検討しましたが、いずれの事業の対象にもすることができないとの結論に至りました。

また、これに加え、ダム堰堤の上流1キロ、下流3キロに迂回できる橋梁があり、交通量が少ない状況での大規模架橋は、事業効果の面で更に大きな課題があります。